

20 福保医安第 1109 号
平成 21 年 2 月 25 日

各医療機関管理者 殿

東京都福祉保健局医療政策部長
吉 井 栄一郎
(公 印 省 略)

院内感染予防対策の徹底について（注意喚起）

平素から、東京都の福祉保健行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、都内の医療機関において、レーシック手術（エキシマレーザーによる角膜屈折矯正手術）を受けた患者のうち67名に感染性角膜炎等が発生するという事態が起きました。発生原因として医療器具の滅菌処理が不十分であったことなど衛生管理の不徹底が疑われています。

日頃より、院内感染予防対策については、医療法(昭和23年法律第205号)第6条の10及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の11第2項第1号の規定並びに「医療施設における院内感染の防止について」（平成17年2月1日医政指発第0201004号厚生労働省医政局指導課長通知）及び東京都の院内感染予防対策マニュアルによる対応をお願いしているところであります。

各医療機関におかれましては、手術に使用する医療器具をはじめとする器具・機器の衛生管理、滅菌器や室内環境の点検整備及び職員に対する院内感染防止対策の周知徹底等について取り組まれるよう、よろしくお願いいたします。

(参考) 東京都の院内感染予防対策マニュアルURL

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryu/kanri/yobou/>

【担当】

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課指導係
電話：03-5320-4432